

定例教育委員会

会 議 錄

定例教育委員会會議録

平成27年4月23日

## 平成27年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成27年4月23日(木) 午前9時35分より11時10分まで  
場 所：坂井市役所 第2別館 大会議室

### 【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録（概要）の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
  - 議案第1号 坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について
  - 議案第2号 坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
  - 議案第3号 坂井市総合教育会議運営要綱の制定について
  - 議案第4号 坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について
  - 議案第5号 就学指定校の変更許可について
- 5 報告事項
  - (1) 教育委員会事務局職員体制および事務分掌について
  - (2) 教育機関臨時職員名簿について
  - (3) 平成27年度幼稚園、小・中学校学級編成状況について
- 6 そ の 他
  - (1) 指導主事学校訪問について
  - (2) 行事予定(5月分)について
  - (3) その他

### 【出席者】

教育委員	喜多正之委員長、三宅小百合職務代理者、青柳裕委員 若松静榮委員、川元利夫教育長
教育部	岡部教育部長、滝呑次長（教育総務課長）、武曾次長（生涯学習 スポーツ課長）、林教育審議監
学校教育課	白崎課長
国体推進課	長谷川課長
文化課	五十嵐課長
図書館	斎藤参事
事務局書記	島田課長補佐、井尻課長補佐

### 【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政の組織運営に関する法律第14条第3項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

### 【会議録の承認】

委員長 3月20日に開催した定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。  
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

### 【教育長の報告】

教育長 27年度を迎える、早くも3週間が過ぎた。3月末の離任式を始め着任式、入学式へ出席いただき感謝している。坂井市では12名の管理職を迎えた。新しく教頭になった教員を中心として、新しい考え方が広まり、管理職としての立場で部下への思いやりや指導にがんばってほしいと思っている。職員も年度初めは報告物等で、とても忙しい時期である。来週にはゴールデンウィークが始まるが、連休が終わると学校でもトラブルがあったり、不登校の問題が発生したりするが、乗り越えることができればと思っている。連休明けからは本格的に1学期が始まるので、学校をサポート、指導しながら地域に根差した学校教育、社会教育ができればと思う。4月1日から公民館がコミュニティセンターへ移行して活動している。順調に進んでいるようであるが、課題も多い。まち協の総会にも出席して、ご理解いただきたいと思っている。4月1日から教育委員会制度が改正された。県内では新教育長は誕生していないが、全国で801都市のうち151で新教育長が誕生している。都道府県教育長、政令都市教育長では20名が新任、再任であり、全体の20%が新教育長である。新制度となり教育委員会としての取り組み、現体制で総合教育会議を開催することの課題等を検討していきたいと思う。

委員長 これらについて質問等はあるか。

(質疑なし)

### 【議案第1号 坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

- 滝呑次長 (議案内容の説明)  
機構改革に伴う教育委員会行政組織の変更による改正である。
- 委員長 これについて何かご質問等はあるか。
- 委員長 公民館がコミュニティセンターへ移行したということで、生涯学習教育が市長部局へ移行したということとなるのか。
- 教育部長 公民館がコミュニティセンターへ移行したが、これまで公民館で行っていた社会教育、生涯教育の部分について地方自治法の制度を引用し市長部局へ補助執行させるという形を取ることとした。成人大学、成人式、青少年健全育成等については、これまでどおり生涯学習スポーツ課で事務を行う。公民館で行っていた事務についてはコミュニティセンターで行うこととなるが、社会教育、生涯学習教育をおろそかにすることなく、これまで以上に推進することを両課で確認している。
- 委員長 教育委員会は事務内容が広範囲であるので、少しでも内容が軽減されればと思っていたが、そうではないようである。
- 教育長 委員長が言われたように軽減できればという思いもあり、市長部局に任せればよいという意見もあるが、コミュニティセンターが発足したばかりでもあり、サポートしていくこととする。
- 青柳委員 市長部局では、コミュニティセンターに関わる規則ができたのか。
- 教育部長 コミュニティセンター条例、施行規則、コミュニティセンター長の勤務に関する規則等を平成26年12月議会で可決し4月から施行している。坂井市コミュニティセンター条例の特徴として、第2条でコミュニティセンターを公民館施設とみなすという条項を入れ、これまで公民館で行っていた事業は、継続してコミュニティセンターで行うという位置づけとし、まちづくり推進課と生涯学習スポーツ課が連携して事業を行っていくことを確認している。
- 委員長 学校教育だけでも多くの領域があり、また生涯学習は多方面にわたり捉えどころがない部分もあるので、大変だろうという思いをしている。
- 委員長 他に質問等あるか。
- (質疑なし)
- 委員長 質問等無いようですので、「議案第1号 坂井市教育委員会行政組織

規則の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第1号 坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は原案のとおり承認する。

【議案第2号 坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

滝呑次長 (議案内容の説明)  
機構改革に伴う事務決裁規程の変更による一部改正である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

(質疑なし)

委員長 ご意見等がなければ、「議案第2号 坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第2号 坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第3号 坂井市総合教育会議運営要綱の制定について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

滝呑次長 (議案内容の説明)  
地方教育行政法改正に伴い、坂井市総合教育会議を設置することとなるため、会議運営のための要綱を制定するものである。会議は、本来、市長部局が事務局となり開催することとなるが、補助執行を受け教育委員会で事務を行うこととなったため、教育委員会で要綱の制定をするものである。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 他の市町でも、補助執行という形を取っているのか。坂井市独特のも

のであるのか。

滝呑次長 補助執行するところが多い。坂井市独自ではない。

教育長 教育委員会で事務を行うところが多い。ただし、新教育長になると市長部局で事務を行うようになるのではないかと思う。本日午後と明日、東海北陸都市教育長会議がある。その中で、新育委員会制度についても情報交換できると思う。

委員長 坂井市のように、教育長が任期中のころがあると思うので、どのように進めるのか意見を聞きたい。

教育長 ほとんどの市町がそうである。現教育長の任期満了となるまで、新法の「教育長」は「教育委員長」と読み替えをするものである。

青柳委員 任期満了前に新法を適用することも可能であるのか。

教育長 4月1日から新法を適用したところもある。その場合は、現教育長が辞任し再任となるか、新しい方が就任することによる。都道府県と政令市では全体の20パーセント程度が新教育長となった。

青柳委員 いったん辞職しないと新制度の適用とはならないのか。

教育長 そうである。静岡県においては、議会での承認が受けられず、教育長は不在となっている。

滝呑次長 新法での教育長となる場合は、議会で所信表明を行い、議会から承認を受けなければ就任できることとなる。

教育長 市によっては、教育長は議会に出席しないところもある。議会の要請を受けて教育委員長が出席するところ、議会へは教育部長が出席するところ等、様々のようである。坂井市では、市長部局と連携し業務を行っているが、そうではないところもあるので、このような制度改革になったということもあるようである。

委員長 新聞等で福井市の総合教育会議の様子を見ると、もっと仰々しいものかと考えていたのとは違い、教育委員会に市長が加わった会議のような印象を受けたが、坂井市では出席者はどのようになるのか。

滝呑次長 福井市と同じような形となる。

- 教育長 5月11日に臨時の教育委員会を予定しているが、その後に第1回目の総合教育会議の開催を予定している。教育委員5名と市長がメンバーとなる。
- 滝呑次長 本来は、首長と教育委員会が構成メンバーである。そこに事務局として職員も出席する。
- 教育長 総務部からも出席してもらい、新法への移行に備えてもらうこととする。
- 委員長 会議名に「総合」と付くので、教育に関わる者がたくさん集まる会議かと想像していたが、そうではないようである。大津市でのいじめ問題といった問題が発生した場合、早急に対応するための組織作りのようである。
- 教育長 将来的には、委員長が言われたように仰々しい形の会議になるのではないか。いろいろな分野の方が集まり、その中で施策が決まっていくようになるものと考える。今は移行期であるので、首長と教育委員会を構成メンバーとするのではないかと思う。問題が起これば、会議を招集し、関係者を呼んで協議することも可能である。会議は原則公開となっているが、必要であれば非公開とすることもできる。
- 滝呑次長 総合教育会議には、参考人、オブザーバーを呼べることとなっている。
- 委員長 「総合」と付くなれば、学校教育だけでなく成人教育を含む会議にすると考えると、教育委員5名と首長だけでよいのかという思いもある。
- 教育長 教育行政すべてを話し合う場である。市長の意見を聞き、教育行政をどう進めていくかを考える場である。
- 委員長 今まで市長の考えは、教育長や部長を通して聞いていたが、今後は直接、意見意向を伺えるということで、前向きに捉えることができると思う。
- 教育長 これまで、坂井市においては、市長部局との連携が行われているため、市長の考え方方が教育委員会の中に反映されている。しかし、他県、他市町村では、そういうことが見えてこないところがあるから、こういう形になったものと思う。
- 三宅委員 第3条に傍聴できるという記載があるが、市民がこの会議を傍聴できるということか。

滝呑次長 そうである。定例教育委員会についても同様であり、誰もが傍聴できるものである。

青柳委員 議会だと傍聴人はいると思うが、会議を傍聴する方もいるのか。

教育部長 昨年度、コミュニティセンター会議を11回開催したが、毎回2名から3名は傍聴人はいた。

教育長 さかい図書館をどうするか、といった内容の会議を行った時も傍聴人はいた。関心がある内容であれば、傍聴人はいるようである。

委員長 他に質問等あるか。

(質疑なし)

委員長 ほかに、ご意見がなければ、「議案第3号 坂井市総合教育会議運営要綱の制定について」は原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第3号 坂井市総合教育会議運営要綱の制定について」は、原案のとおり承認する。

#### 【議案第4号 坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

滝呑次長 (議案内容の説明)

平成27年度の責任者を地区ごとに4名指定するものである。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 これまでも指定してきたが、仕事の進行状況は指定前と指定後は、いかがが。

滝呑次長 給与、旅費事務、教職員の年末調整事務を地区ごとに集まり手分けして行っている。小学校から中学校への児童名簿の移行も行っている。そういう事務の場合、地区毎に統一した様式でないとできないので、様式の統一化も行っている。その結果、新中学1年生の名簿、データの引き渡しがスムーズになっているようである。

- 教育長 新採用事務職員や他市町から異動してきた事務職員の指導等、協力体制ができ、良い環境が整ってきている。
- 青柳委員 学校ごとに使用ソフトが違うということがあったと思うが、ソフト、様式等を統一すれば事務の平準化になり、異動した場合も仕事はスムーズに行えると思う。そういう観点でも進めているのか。
- 教育長 そうである。
- 滝呑次長 旧町ごとに進めているため、システムが違っている。その中で、どのように統一していくかを考慮しているようである。まず、児童名簿の統一化を行った。給与カードが手書きであるため、市内統一した様式で行えないかと考えているようである。他の市町よりも進んでいるように思う。青柳委員が言われたように、同じシステムを使用できるのが一番良いことであるとは思う。
- 青柳委員 私は銀行で勤務していたが、コンピュータ化された時はオンラインで、みんなが同じシステムで事務を行っていた。異動で他店舗へ行ってもシステムは使えるという状況であった。そういう観点で町の事務を見ると、町によって別々ということがあり、統一化できないのかと思った。教育委員となり学校事務を見ると、学校によって別々と知り、サーバーを教育委員会に置き、みんなが同じシステムを使用でき、事務も平準化されるのではないかと思っていたが、地域性もあり難しいと聞いていた。事務の共同実施を行うことにより、いいことを始めたを感じた。先生も多忙のようであるので、事務の方も負担が減り、先生のサポートもできればと思う。
- 委員長 事務職員もOAの多様化が進むので、こういう場も必要であると感じる。学校にいると事務職員は孤立しがちであるので、グループを組み、責任者を指定して事務を行うと、それぞれの学校においても先生方ともコミュニケーションが取りやすいのではないかと思う。
- 委員長 他に質問等あるか。
- (質疑なし)
- 委員長 ほかに、ご意見がなければ、「議案第4号 坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。
- (異議なし)

委員長 「議案第4号 坂井市学校事務共同実施責任者の指定について」は、原案のとおり承認する。

【議案第5号 就学指定校の変更許可について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)  
新規で1件の申請である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

(質疑なし)

委員長 質疑がないようなので、「議案第5号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第5号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、5月19日（火）午後1時30分からに決定。

【平成27年4月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成27年4月23日（1日間）に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第1号	坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について	H27.4.23	原案承認
議案第2号	坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	H27.4.23	原案承認
議案第3号	坂井市総合教育会議運営要綱の制定について	H27.4.23	原案承認
議案第4号	坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について	H27.4.23	原案承認

議案第5号	就学指定校の変更許可について	H27.4.23	原案承認
-------	----------------	----------	------

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成27年5月19日

教育委員長

喜多正之

職務代理者

三宅小百合

委 員

青柳裕

委 員

若松詩織

教 育 長

川元利夫

会議録調製職員

島田順子

井尻三千代